

1. 復興推進会議（10月16日開催）

- 「復興加速化への取組」の説明（[別添「復興加速化への取組」（平成27年10月16日復興推進会議資料）](#)）

- 各大臣からの主な発言

- ・ インフラの復旧や住宅再建、観光復興の加速化
 - ・ 産業復興、雇用創出
 - ・ 風評被害対策、営農再開支援策
 - ・ 復興オリンピック・パラリンピックに向けた取組
 - ・ 廃炉・汚染水対策、避難指示解除に向けた環境整備
 - ・ 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理
 - ・ 被災者の心身のケア
- 等

- 総理御発言（抄）

「集中復興期間」は残り半年となり、来年4月からは、いよいよ後期5か年の「復興・創生期間」を迎える。前期5か年の集大成として、これから半年の間は、重要な期間である。「復興・創生期間」への橋渡しとして、この間、さらに復興を加速化させなければならない。

2. 震災からの復興に向けた道のりと見通し（次ページ）

3. 「復興・創生期間」に向けた復興庁の取組

- 市町村支援体制の強化（市町村担当参事官の設置）

- ・ インフラ、交付金等個別の市町村対応を見直し、ソフト施策をも包含した市町村支援体制に
- ・ 本庁のヨコの情報共有、本庁と復興局との連携を強化し、これに県・市町村との間の定期的な工程の進捗管理システムを再構築

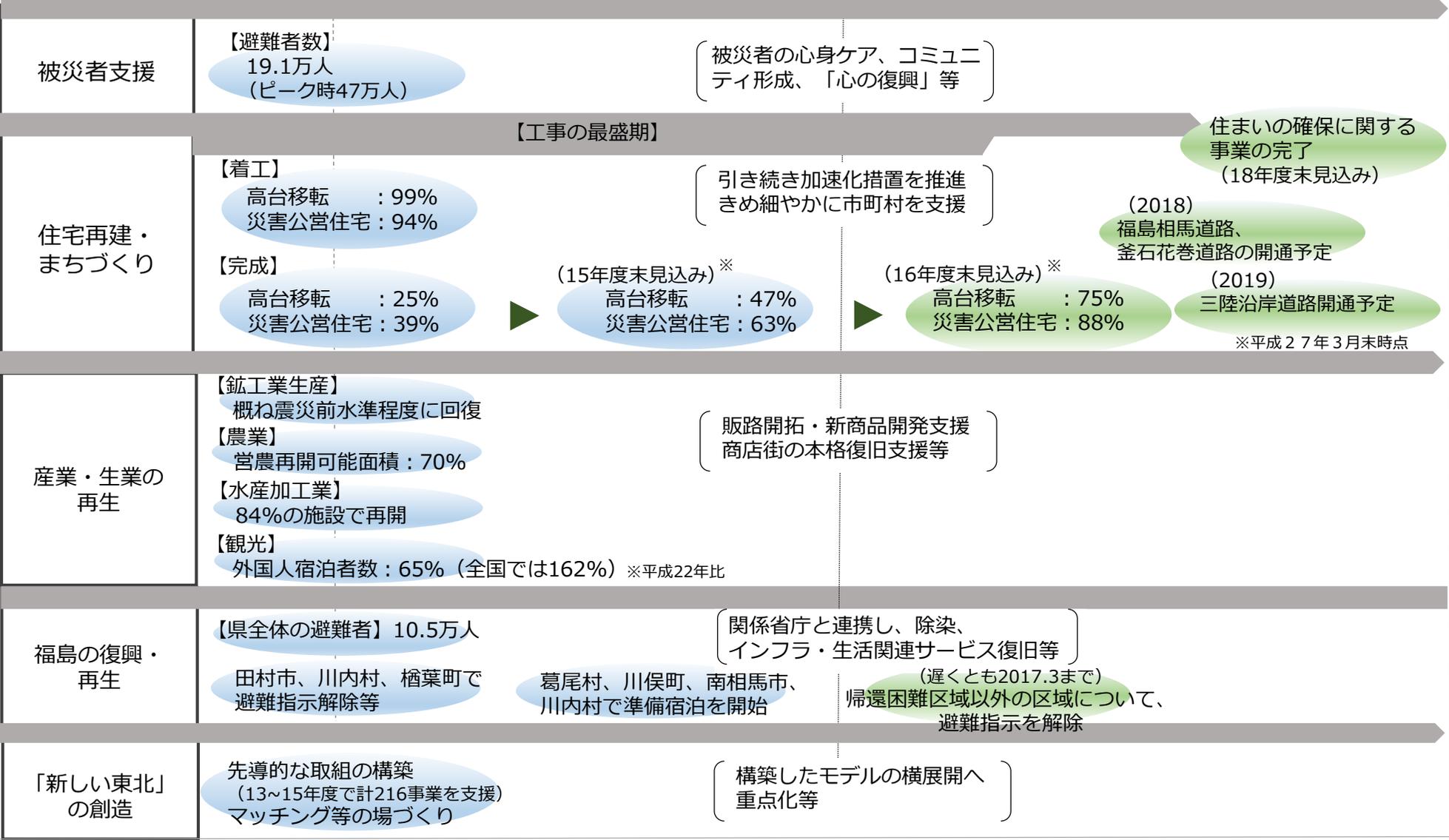
- 「新しい東北」について（[資料2](#)）

震災からの復興に向けた道のりと見通し

集中復興期間

復興・創生期間

2015.11 ————— 16.4 — 17.4 — 18.4 — 19.4 — 20.4 — 21.3 —>



(2020) 東京オリンピック・パラリンピック
(2021.3) 復興・創生期間の終了
(復興庁の設置期限)